

**入札に必要な書類の提出期限について一部変更がありますので、  
必ずご覧ください**

入札要領について、下記内容のとおり一部変更があります。変更（追記等）箇所は下線のとおりです。

第2条

4 入札に必要な書類（第3条に規定する資格審査結果通知書（写）を除く。）については、やむを得ない事情により入札受付締切日時までの提出が困難な場合、入札受付期間内にその申出があり、かつ、入札担当官等が適当であると認めた場合に限り、当該書類の提出締切は令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）とします。期限までに到着しなかった場合、その入札は無効となります。

第3条 入札参加にあたり、事前に令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の買受け」、営業品目が「その他」の資格を取得する必要があります。入札者は、資格を有すると認められた資格審査結果通知書（写）を提出してください。

なお、資格審査結果通知書（写）が入札受付期間内に提出できない方は、その他の入札に必要な書類は入札受付期間内に提出（第2条第4項の場合を除く。）のうえ、資格審査結果通知書（写）を令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）に必ず提出してください。期限までに到着しなかった場合、その入札は無効となります。

第7条

② 入札受付締切日時（令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着））までに入札書及び入札に必要な書類（~~但し、第3条を除く。~~）が到着しないもの  
ただし、第2条第4項及び第3条においては、令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）に当該書類が到着しないもの